

学校法人藤学園藤女子大学ガバナンス・コードの点検結果について

2024年3月23日

大項目	中項目	小項目	点検	
1-1 建学の理念			○	
1-2 教育と研究の目的 (私立大学の使命)	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等		○	
			○	
	(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
		⑥	○	
	(3) 私立大学の社会的責任等	①	○	
		②	○	
③		○		
2-1 理事会	(1) 理事会の役割	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
		⑥	○	
		⑦	○	
		⑧	○	
		⑨	○	
2-2 理事	(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	

		⑤	○	
		⑥	○	
		⑦	○	
	(2) 学内理事の役割	①	○	
		②	○	
	(3) 外部理事の役割	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(4) 理事への研修機会の提供と充実		△	「全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。」2023年度は、一部の理事については研修の機会を設けましたが、外部理事を含む全理事に対する研修機会が十分ではなかったため、今後は充実した研修機会を提供できるよう努めます。
	2-3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	①	○
②			○	
③			○	
④			○	
⑤			○	
(2) 監事の選任		①	○	
		②	○	
		③	○	
(3) 監事監査基準		①	○	
		②	○	
		③	○	
(4) 監事業務を支援するための体制整備		①	○	
		②	○	
		③	○	

		④	○	
2-4 評議員会	(1) 諮問機関としての役割		○	
	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善		○	
	(3) 評議員会（意見・諮問報告に関すること）		○	
	(4) 評議員会（監事の選任に関すること）		△	「学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。」2023年度は十分な研修機会を設けることができませんでした。次年度以降は、研修機会を設けられるよう計画します。
2-5 評議員	(1) 評議員の選任	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
	(2) 評議員への研修の機会の提供と充実	①	○	
		②	○	
3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	①	○	
		②	○	
		③	○	
3-2 教授会	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）		○	
4-1 学生に対して	(1) 3つの方針（ポリシー）の明確化	①	○	
		②	○	
		③	○	
4-2 教職員等に対して	(1) 教職協働		○	
	(2) ユニバーシティ・ディベ	①	○	

	ロップメント：UD	②	○	
		③	○	
4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(2) 社会貢献・地域連携	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	①	△	危機管理マニュアルの整備で、大規模災害への取り組みが遅れています。次年度継続して取り組みます。
		②	○	
		③	○	
	(2) 法令遵守のための体制整備	①	○	
		②	○	
5-1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公表	①	○	
		②	○	
	(2) 自主的な情報公開	①	○	
		②	○	
	(3) 情報公開の工夫等	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	